

# 津地鎮祭最高裁判決の一考察

佐 伯 弘 治

## I はじめに

政教分離をめぐる初の最高裁の判断として、多くの国民が注目してきた津市地鎮祭上告審判決は、昭和52年7月13日、大法廷で行われ、その結論は<sup>1)</sup>、地鎮祭を「社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なもの」とみて、「憲法20条3項により禁止される宗教的活動にあたらぬ」とする、いわゆる合憲の判定であった。もっとも、これには、5人の裁判官の反対意見もあり、さらに藤林益三裁判官（最高裁長官）の詳細な追加反対意見があるなど、最近の最高裁判決には珍しく、15人の裁判官が、10対5に別れるといったきわどいものである。いうまでもなく、この判決の今後にもたらす意味は大きい。即ち、これが今後、憲法における政教分離の解釈として重要な地位を占めるとともに、わが国の政治や社会のあり様に少なからぬ影響を及ぼすことになると考えられるからである。そもそもこの事件の事実そのものは直截であり、争点は簡明である。にもかかわらず、世の注目を浴び、意見が別れたのは、事が単に一地方自治体の行った行事に対する定義づけやもしくは概念上の分類の問題にとどまらず、信教の自由及び政教分離の建前にかかわる憲法上の価値判断の問題として、わが国における人間の内心的自由の今後の帰趨を占うものとしてうけとめられたからであり、その根底には、明治以来、国家と神社神道のつながりが果してきた役割への苦い想いと、その残滓に抱く強い不安の念があったからに他ならない。

もともと政教分離の法理は、欧米における信

教の自由と政教分離の歴史に由来するところのものであって、これがわが国に入ってきたのは明治期においてである。しかし、明治憲法は周知のごとく、信教の自由（28条）を定めながらも、神権天皇制をその根本義としたので、天皇の祖先を神々として崇める宗教——神社または惟神道——を、他の宗教と同一に扱うことを好まず、「神社は宗教にあらず」という命題のもとに、事実上、神社国教制をとったので、実質的には信教の自由はなかった。従って、そこには、当然、国家の非宗教性ないし政教分離はありえず、それどころか、反対に政教一致（祭政一致）の原則が支配するところとなったのである<sup>2)</sup>。

「神社は宗教にあらず」といった命題が、国家と国民の上にもたらした深刻・悲惨な結果は、今なお、われわれの記憶にあたらしいところであり、日本国憲法は、この歴史的経緯と事実をふまえて、信教の自由の保障を完全なものにするために、国家がすべての宗教に対して中立的な立場に立つ、国家と宗教との分離、即ち政教分離の原則をかかげたのである。従って、この事件を考える場合、問題は、単に、憲法20条等の形式的な条文解釈にあるのではなく、かかる過去の経緯を通じて国家と宗教の関係をめぐるわが国固有の事情と、その伝統的な風土がもつ可塑性をどう認識するかということではなければならない。私自身は、自らの歴史観にもとづく憲法論（憲法20条を中心とする信教の自由の原則と政教分離の建前の理解）をふまえて、この最高裁判決（判決の多数意見）には否定的な見解をもち、原判決ならびに少数意見の論旨を評

1) 津地鎮祭最高裁大法廷判決（全文）、昭和52年7月13日、『判例時報』昭和52年8月21日号、参照。

2) 宮沢俊義『憲法Ⅱ』法律学全集、有斐閣、昭和43年、340頁。

備するものである。また、一審ないし二審の判決をめぐって発表された多数の評釈にも、政教分離に厳格な立場をとる原判決の支持が多く、上告審判決後に出た諸論評にもこの傾向は強い。勿論、この判決を、社会の常識に沿った妥当な判断だとする支持論も少なくない<sup>3)</sup>。また、一方には「めくじら立てる必要もない」といった意見<sup>4)</sup>もあるが、冷静な理性的論議ならば、むしろ、大に行われることがのぞましい。本稿は、このような論争の一助<sup>5)</sup>になればといった意味で、専ら国家と宗教にかかわる日本の伝統的風土に焦点をあてながら、この判決の問題点を考え、かつ、若干の批判を試みんとするものである。

## II 事件の経過

1) 昭和40年1月14日、津市体育館の起工式(地鎮祭)は、建設現場において、地方公共団体である津市の主催で、同市の職員が進行係となって、宗教法人大市神社の宮司ら4名の神職主宰のもとに神式によって行われ、その挙式費用金7663円(神職に対する報償費金4000円、供物料金3663円)は市の公金から支出された。このことについて、当時、市会議員であった原告は、住民の1人として、同市の市長=被告(上告人)に対し、このような地鎮祭に市の公金を

支出するのは違憲であり、違法であると、地方自治法242条の2にもとづいて、その損害の補てんを求めた住民訴訟が、この事件であって、その最大の争点は、憲法20条3項に違反するか、どうかの点にあった。

2) 一審の津地方裁判所は(昭和42年3月16日判決)、本件起工式は、古来、地鎮祭の名のもとに行われてきた儀式と同様のものであり、外見上、神道の宗教的行事に属することは否定しえないが、その実態をみれば習俗的行事であって、神道の布教、宣伝を目的とした宗教的活動ではないから、憲法20条3項に違反するものではなく、また、本件起工式の挙式費用の支出も特定の宗教団体を援助する目的をもってなされたものとはいえず、特に神職に対する金4000円の支出は、単に、役務に対する報酬の意味を有するにすぎないから憲法89条、地方自治法138条の2に違反するものではないと判断した。

3) 一審における原告の敗訴によって、控訴を受けた名古屋高等裁判所は(昭和46年5月14日判決)、本件起工式は、単なる社会的儀礼ないしは習俗的行事とみることができず、神社神道固有の宗教的儀式というべきであって、憲法は、完全な政教分離原則を採用して、国家と宗教との明瞭な分離を意図し、国家の非宗教性を宣明したものであるから、憲法20条3項の禁止する宗教的活動とは、単に、特定の宗教の布教、教化、宣伝等を目的とする積極的行為のみならず、同条2項にかかげる宗教上の行為、祝典、儀式または行事を含む、およそ宗教的信仰の表現であるとし、本件起工式は、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に該当し許されないものであり、従って、これがため上告人が市長としてした公金の支出もまた違法なものである、と判断した。

4) 上告審判決は、主文において、原判決中、上告人(津市長側)敗訴部分を破棄し、この部分につき、被上告人の控訴を棄却した。これによって、二審の名古屋高裁で出された違憲判決は破棄されたのであるが、その重要な争点は、「当裁判所の判断」として、(i)憲法における

3) 『ジュリスト』1977年9月15日号所載、熊本信夫「津地鎮祭最高裁判決について」、越山安久「津地鎮祭違憲訴訟事件大法廷判決について」、『法律時報』昭和52年9月号所載、小林直樹「地鎮祭問題と信教の自由」、『法学セミナー』1977年9月号、所載、和田英夫「政教分離の法理と風土」、『判例時報』昭和52年、12月1日号所載、種谷春洋「政教分離と目的効果基準」などの諸論文参照。

4) たとえば、『朝日新聞』1977年7月13日号(夕刊)、における会田雄次氏の発言。

5) 上告審判決に対する新聞論調は、概ね、判決に批判的であり、たとえば『朝日新聞』7月14日号は、その社説において「公機関の地鎮祭主催は、これまで通り避けるのが妥当である」と述べ、『日本経済新聞』7月15日号、の社説も「地鎮祭についていえば、『公費で神式工事を主催することは慎みたい』(46年5月、建設省通達)として、建設業者主催の形が慣習化している。『国家と宗教』に関しては、このような慎重な態度を持続すべきである」としている。また、『読売新聞』7月14日号、の社説も、判決に疑問をなげかけ「宗教的色彩を帯びた行事には、今後とも公権力や公金がかかわりを持つべきでない」と述べている。

政教分離原則、(ii) 憲法20条3項により禁止される宗教的活動、(iii) 本件起工式の性質、の3点に分けて判示された。以下に、その判決原文を参照しながら、判決理由の考察をすすめる。

### Ⅲ 憲法における政教分離原則

1) 最高裁判決は、憲法が、いわゆる狭義の信教の自由を保障する規定(20条1項前段、2項)を設ける一方、政教分離原則にもとづく規定(20条1項後段、3項、89条、以下「政教分離規定」という)を設けていると述べ、ついで、政教分離原則の考察に移っている。それによれば、「一般に、政教分離原則とは、およそ宗教や信仰の問題は、もともと政治的次元を超えた個人の内心にかかわることがらであるから、世俗的権力である国家(地方公共団体を含む。以下同じ。)は、これを公権力の彼方におき、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされている。もとより、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的、社会的条件によって異なるものがある。」わが国では、過去において、「国家神道に対し事実上国教的地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた等のこともあって、旧憲法のもとにおける信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。」しかしながら第2次大戦後は、連合国最高司令官総司令部からの、いわゆる神道指令によって、神道を含む一切の宗教を国家から分離するための具体的措置が明示された。日本国憲法は、「明治維新以降国家と神道とが密接に結びつき前記のような種々の弊害を生じたことにかんがみ、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、更にその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。」と述べ、さらに「憲法は、政教分離規定を設けるにあたり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたもの、と解すべきである。」とつづけている。

さて、ここまでは、常識的な事実にもとづいて、論旨は一応、明快に運ばれている。しかしながら、その後につづく文章は、ややぎこちなく、説得力に欠ける。即ち、「元来、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。ところが、宗教は、信仰という個人の内心的な事象としての側面を有するにとどまらず、同時に極めて多方面にわたる外部的な社会事象としての側面を伴うのが常であって、この側面においては、教育、福祉、文化、民俗風習など広汎な場面で社会生活と接触することになり、そのことからくる当然の帰結として、国家が、社会生活に規制を加え、あるいは教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するにあたって、宗教とのかかわりあいを生ずることを免れえないこととなる。したがって、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、実際上不可能に近いものといわなければならない。更にまた、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない」と述べ、国家と宗教との厳格な分離から生ずる「不合理な事態」の例として、特定宗教と関係のある私立学校に対する国家の助成や、文化財である寺社の建築物や仏像等の維持保存のために、国家が宗教団体に補助金を支出することにも疑問が生じ、それが許されないということになれば、宗教による差別がおこりかねないと指摘し、また、刑務所等における教誨活動も、何んらかの宗教的色彩を帯びる限り一切許されないということになれば、かえって受刑者の信教の自由が制約される結果を招きかねないと、いうのであるが、これはあまりにも形式主義的な理解である。私立学校への援助や文化財保護は、もともと国の行う文化活動であり、文教政策の遂行にあたって、宗教性による差別をしないことこそ憲法の要請する平等原則にかなうのである。また、国が受

刑者に特定の宗教を強制したり、各人の信仰の自由を制約したりすることなく、逆に信仰の自由をどこまでも尊重するという立場で、刑務所における教誨活動が行われるのであって、これらの問題はともに政教分離の原則と対立するものではない。「不合理な事態」の例として、ここにこの2つの事例をあげることは適当でないばかりか、論理のすりかえといったような印象を免れえない。

2) 判決は、以上の論旨をさらにすすめて「政教分離規定の保障の対象となる国家と宗教との分離にもおのずから一定の限界がある」「わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく」国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で「相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである」としている。つまり、政教分離についての判決の示した判断基準は、一般原則として、国家の「宗教とのかかわり合いをもたらし行為の目的及び効果」は、「そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係」で、「相当とされる限度を超えるもの」かどうかという点にある。このように「相当とされる限度」を明らかにする基準として、目的及び効果をあげているのは、従来、わが国ではみられなかったところであり、アメリカ合衆国連邦最高裁における政教分離関係の判例に、目的、効果、過度のかかわり合いという基準があげられていた。あるいは、この判決（多数意見）も、これに倣うところがあったのかと思われるが、問題は、信教の自由といった個々人の心的自由にかかわる精神のはたらきについて、「現実の国家制度」上という前提で「相当とされる限度」を定めることの危険や弊害をどう考えるかでなければならない。過去におけるわが国の状況と、特有の宗教的風土を考えると、このことに対する態

度は、いかに慎重であっても慎重すぎることはない。多数意見は、国家と宗教の完全な分離は事実上不可能に近いということで、両者はある程度かかわり合いをもたざるをえないというが、その趣旨の説明は必ずしも十分でなく、また、両者の分離とかかわり合いの「相当とされる限度」の基準は、具体的には何を指すかが、不明確であるということでは、そこに危険を感じるといった指摘があったとしても、蓋し当然である。少数意見は、このことについて「政教分離原則を多数意見のように解すると、国家と宗教との結びつきを容易に許し、ひいては信教の自由の保障そのものをゆるがすことになりかねないという危惧をわれわれは抱かざるをえないのである。なお、われわれのような国家と宗教との徹底的な分離という立場においても、多数意見が政教分離原則を完全に貫こうとすれば社会の各方面に不合理な事態を生ずることを免れないとして挙げる例のごときは、平等の原則等憲法上の要請に基づいて許される場合にあたりと解されるから、なんら不合理な事態は生じない」との見解を示している。政教分離に対する厳格な解釈は、まさに歴史の要請である。

#### IV 憲法20条3項にいう宗教的活動の意義

1) 憲法20条3項により禁止される宗教的活動について、判決は、前述の政教分離原則の意義に照らして、「およそ国及びその機関の活動で宗教とのかかわりあいをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが右にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をいうものと解すべきである。その典型的なものは、同項に例示される宗教教育のような宗教の布教、教化、宣伝等の活動であるが、そのほか宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、その目的、効果が前記のようなものである限り、当然、これに含まれる。そして、この点から、ある行為が右にいう宗教的活動に該当するかどうかを検

討するにあたっては、当該行為の主宰者が宗教家であるかどうか、その順序作法（式次第）が宗教の定める方式に則ったものであるかどうかなど、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情も考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」  
と、憲法20条3項の禁ずる宗教的活動の範囲を狭く限定している。そして、これに関連して、次のように、憲法20条2項と同条3項との規定の相違を強調する。即ち、「両者はともに広義の信教の自由に関する規定ではあるが、2項の規定は、何人も参加することを欲しない宗教上の行為等に参加を強制されることはないという、多数者によっても奪うことのできない狭義の信教の自由を保障する規定であるのに対し、3項の規定は、直接には、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障し、もって間接的に信教の自由を保障しようとする」規定であるとし、「後者の保障にはおのずから限界があり」「その限界は、社会生活上における国家と宗教とのかかわり合いの問題である以上、それを考えるうえでは、当然に一般人の見解を考慮に入れなければならない」と説明している。しかし、このように、憲法20条3項を、国家と宗教との分離を制度として保障しようとする規定であると解し、その保障の限界を、いわゆる社会通念に従って、客観的に判断するといった理解は、その後「たとえ3項の宗教的活動に含まれないとされる宗教上の祝典、儀式、行事等であっても、宗教的信条に反するとしてこれに参加を拒否する者に対し国家が参加を強制すれば、右の者の信教の自由を侵害し、2項に違反することとなる」とつけ加えても、宗教的少数者の信教の自由が侵害されることの危惧を払拭することはできない。もとより、信教の自由の保障は、宗教的少数者も、多数者も、また、信仰をもた

ない者についても、自由を保障するものであり、ここでも少数者の保護だけを取りたてて強調するつもりはない。しかし、財産権や社会権等の自由と異なり、個々の、人間の魂の問題である信教の自由については、制約を受け、圧迫を受けるのは、いつの場合でも少数者である。まして、この判決にみられるように、憲法20条3項の禁ずる「宗教的活動」について、強い限定解釈を行うならば、これが、前述の国家の非宗教性の緩和化と相俟って、少数者の自由の保障に対する歯止めの役割は、甚だ脆いものにならざるをえない。いずれにしても、憲法20条の解釈にあたって、この判決（多数意見）は、形式的な文言解釈に終始した嫌いがある。明治憲法下における「神社神道」の特権的地位、いわば天皇制の宗教として、万世一系の現人神のもとにおける統一国家の形成に果たした役割に対する歴史的考察と、その過去への回帰の動きが、なお根強いことの現実に、何の顧慮も払われていないのは、憲法判断の要件を欠くものといわざるをえない。

2) 反対意見は憲法20条3項の宗教的活動の範囲について、「宗教の教義の宣布、信者の教化育成等の活動はもちろんのこと、宗教上の祝典、儀式、行事等を行うこともそれ自体で当然に含まれる」とし「宗教上の祝典、儀式、行事等は宗教的信仰心の表白の形式であり、国又はその機関が主催してこれらを行うことは、多数意見のようにその及ぼす具体的な効果のいかんを問うまでもなく、前述の政教分離原則の意味する国家の非宗教性と相容れない」と解している。そして、さらに「元来は宗教に起源を有する儀式、行事であっても時代の推移とともにその宗教性が稀薄化し今日において完全にその宗教的意義・色彩を喪失した非宗教的な習俗的行事は、憲法20条3項による禁止される宗教的活動にあたらないというべきであるが、他方、習俗的行事化しているものであってもなお宗教性があると認められる宗教的行事は、右規定により禁止される宗教的活動に当然含まれる」と結んでいる。いうまでもなく、「宗教とは何であ

るか」は、いわば人類にとっての永遠の課題であり、宗教の定義そのものが困難な問題である。そして、人の信仰は、すべて個的な魂のあり方にかかわることで、そのあり様もさまざまであり、まさに十人十色である。従って、宗教を法律の枠組みの中でとらえようとする場合、慎重を要するのは当然である。かかる観点から、憲法20条3項により禁止される宗教的活動の意義を広く解しようとする少数意見の立場は正しい。また、信教の自由の問題は「一般人の宗教的評価」とか、「当該行為の一般人に与える効果、影響」とかにもとづく「社会通念」論で処することに、本来、なじまないものとみるべきであろう。藤林追加反対意見のいうように「わが憲法においても、宗教又は宗教的という語は、できうる限り広く解釈するべきである。しかるにこれを厳密に定義し、また、これを狭く解するときには、それ以外の宗教ないし宗教類似の行為には20条の保障が及ばないこととなって、信教の自由が著しく制限される結果となるばかりでなく、反面、国家と宗教の密接な結びつきが許容される道を開くことになるであろう。」

#### V 起工式（地鎮祭）の宗教性と習俗性

1) 一審以来、最も激しく争われたのは、この起工式（地鎮祭）が、習俗的行事か、宗教的儀式・行事かという点であったが、一審はこれを習俗的な行事としたのに対し、原審は習俗的行事にあたらなかった。そして、上告審判決（多数意見）は、この起工式が、習俗的行事にあたるかどうかについては明言せず「専門の宗教家である神職が、所定の服装で、神社神道固有の祭式に則り、一定の祭場を設け一定の祭具を使用して行ったというのであり、また、これを主宰した神職自身も宗教的信仰心に基づいてこれを執行したものと考えられるから、それが宗教とかかわり合いをもつものであることは、否定することができない。」と述べて、起工式の儀式を主宰した神職自身が宗教的信仰心にもとづいてこれを執行したことを認めるとともに、起工式が宗教とかかわり合いをもつものである

ことを一応是認しながら、つづけて「しかしながら、古来建物等の建築の着工にあたり地鎮祭等の名のもとに行われてきた土地の平安堅固、工事の無事安全等を祈願する儀式、すなわち起工式は、土地の神を鎮め祭るという宗教的な起源をもつ儀式であったが、時代の推移とともに、その宗教的な意義が次第に稀薄化してきている」といい、「本件起工式は、神社神道固有の祭祀儀礼に則って行われたものであるが、かかる儀式は、国民一般の間にすでに長年月にわたり広く行われてきた方式の範囲を出ないものであるから、一般人及びこれを主催した津市の市長以下の関係者の意識においては、これを世俗行事と評価し、これにさしたる宗教的意義を認めなかったものと考えられる。」というのであるから、この起工式の性質を習俗的なものとして解しているといえよう。そして、さらにつづけて、大多数の国民が、地域社会の一員として神道を、個人としては仏教を信仰するなどして、冠婚葬祭に際しても、さしたる矛盾を感じることなく、宗教を使いわけ、宗教意識の雑居性を指摘し、また、神社神道自体、他の宗教のように積極的な布教・伝導をほとんど行わないといった特色をもつなどの事情もあるので、たとえば、神社神道固有の祭祀儀礼に則って、起工式が行われたとしても、神道を援助、助長、促進するような効果をもたらすことは考えられないから、国家が主催して、このような起工式を行ったとしても、国家と神社神道との間に特別な密接な関係が生じたり、神道が再び国教的地位をえたり、信教の自由がおびやかされたりするようなことはないと言明し、「本件起工式は、宗教とかかわり合いをもつものであることを否定しえないが、その目的は建築着工に際し土地の平安堅固、工事の無事安全を願い、社会の一般的慣習に従った儀礼を行うという専ら世俗的なものと認められ、その効果は神道を援助、助長、促進し又は他の宗教に圧迫、干渉を加えるものとは認められないのであるから、憲法20条6項により禁止される宗教的活動にはあたらない」と結んでいる。勿論、多数意見のこのよう

な説示は、前述の信教の自由、ないしは政教分離に関する多数意見の理解と解釈を大前提とする限り、当然、辿りつく結論である。

2) 反対意見は、原審が確定した事実にもとづき、「本件起工式は、神職が主宰し神社神道固有の祭式に則って行われた儀式であって、それが宗教上の儀式であることは明らかである。」と述べ、時代の推移とともに、一般に起工式も、多分に習俗的行事化しているが、この場合の起工式は極めて宗教的色彩の濃いもので、これを非宗教的行事ということとはできないとしている。また、地方公共団体が、このような儀式を主催すれば、神社神道を優遇し、これを援助する結果となるといい、これを些細な事柄として放置すれば、地方公共団体と神社神道との間に密接な関係が生ずるおそれがあると指摘し、「本件起工式は、明らかに、憲法20条3項にいう宗教的活動にあたるものというべきである。」「本件起工式は、憲法20条3項に違反し許されないもの」であると結んでいる。私は、この反対意見の説くところが正しいと思う。儀式の宗教性を認めながら、「祈る」という行為を含んでも、今や宗教的意義のほとんど認められない建築上の儀礼であり、一般人も、世俗的な行事とうけとっているという多数意見の理解にはかなり無理がある。たしかに、この種の儀式が習俗化していることは事実であり、少なくとも日本の伝統的風土のなかで育った人ならば信仰上の立場の如何にかかわらず、この種の儀式に参列することに拒絶的な抵抗を感じない人は希であろう。だからといって、ただちに、一般人が地鎮祭にさしたる宗教的意義を認めていないという推論がなりたつことにはならない。一般に行われている神式の地鎮祭では、吉日を選び、神社神道固有の祭式を厳重に守って、工事の無事安全を祈るのであるが、いずれの場合でも、関係者は工事ともなう災難や危険を避ける意図をもって真剣に行っているものであり、土地の守護神の加護を求めているのである。勿論、関係者の中にも、宗教上の立場の相違から、極端に儀礼的にうけとめようとする者も皆無とはいえないし、

信仰心の濃淡によって意識に差異のあろうことも否定できないが、この種の儀式を宗教的な行為でないと考える者は、むしろ少ないと思われる。とりわけ、災厄のともないがちな建築工事や土木工事の場合であるだけに、工事従事者にとっては、単なる慣習化した社会的儀礼などであろうはずはなく、信仰心のともなわない行事と考えることこそ不自然である。また、日本の社会における「宗教意識の雑居性」は、多数意見も指摘するところであるが、これは、もともと神道の宗教性が素朴であったことと、仏教の布教政策のなせるところであって（必ずしも、そればかりとはいえないが）、仏教と神社は、1000年以上もの長きにわたって併立、共存してきたという歴史的事実に由来する。この極めて日本的な多重信仰の宗教意識に、さらに明治以降は、他の宗教が抗うことを許さない、天皇を現人神とする神道的国民教化の効果が加重されたのである。これをもって、日本民族は、宗教的にルーズで厳格性を欠くということになるのであろうが、だからといって、国鉄の駅に、クリスマス・ツリーを飾り、郵便局に門松を立て、家庭で節分の豆まきをするなどの、全く「祈り」の要素を欠く行事と、地方公共団体が神式で行う地鎮祭を、ともに習俗的行事としてうけとるような宗教的無自覚は許されるべきではない。いずれにしても、長い、神道と仏教の併存の歴史によって培われた独特の宗教的風土は、宗教的寛容と潔癖性の欠如を併有する社会であり、しかも「神社は宗教にあらず」の明治憲法的価値観は必ずしも払拭されていない。その現実を無視して、国や地方公共団体が行う神道式地鎮祭を、安易に一般人も認める習俗的行事だとすることは、甚だ不見識である。しかも、多数意見は、このような地鎮祭を「長年月にわたって広く行われてきた方式」であるというが、明治憲法下、国や地方公共団体の催すこれらの神道式諸行事が、国民の強制参加をとまったことを失念したのであろうか。藤林長官の追加反対意見は、この地鎮祭を指して「これを宗教的なものといわないで、何を宗教的というべきか。」

といい、このような儀式に対して「違和感を有する人があることもまた事実である。」と述べ、さらにつづけてこういう事柄（地鎮祭）から「国家や地方公共団体は、手をひくべきものなのである。たとえ、少数者の潔癖感にもとづく意見と見られるものがあったとしても、かれらの宗教や良心の自由に対する侵犯は多数決をもってしても許されないのである。」と、宗教的少数者の人権について説くのである。まさに、同長官のいうごとく、「そこには、民主主義を維持する上に不可欠というべき最終的、最少限度守らなければならない精神的自由の人権が存在するからである。」

## VI おわりに——地鎮祭裁判の意味するもの

1) この事件は、一見、些細なできごとであり、とくに自治体の支出した金額からすれば、まことにとるに足らないものといえよう。4本の笹竹（斉竹）を立て、これに注連縄を引きめぐらして祭場を設け、その祭場の奥正面に榊（神籬）をのせた白木の台の祭壇を設け、その前面に供物（神饌）をのせた三方をおき、祭壇の手前に台をしつらいて玉串を置くといった、神道式の地鎮祭の掬えは、およそ日本人なら誰でも知っており、日本の社会ならば、日常どこにでもみられる素朴な行事である。神職の主宰によって行われるこのような行事を宗教的な儀式とみるか、非宗教的な習俗とみるか、人によっては、あらためて問われてみなければ、その性格など考えてみたこともないというかもしれない。しかし、神社神道は宗教か、否かと問われれば、ほとんどの人は何らためらうことなく宗教と答えるであろうし、また、法律的にも神社は宗教としての扱いをうけている。宗教学辞典（東京大学出版会、1973年）によれば、「神道とは日本民族の神観念にもとづいてわが国に発生し、主として日本人の間に展開した伝統的な宗教的实践と、それを支えている生活態度および理念をいう」とある。この神道の主流をなすのが神社神道であり、同じく宗教学辞典が、神社神道の神学的側面を定義づけるものとして

引用する、小野祖教の解説（『神道の基礎知識と基礎問題』神社新報社、1963年）によれば、神道とは「日本民族古来の伝統に従って天照大御神を最高至貴の神として崇敬し、天神地祇八百万の神と祖先とを祭祀し、神々の御心に仕える精神を以って社会に奉仕し、天皇に表現される大和の精神を以って祖国の発展を祈り、世界人類の幸福を願ってやまない生活をする事」とあって、その理念と性格がよく示されている。ここにいうまでもなく、神社神道は宗教である。そして、祭祀こそ神社神道の中心的表現であり、神社の宗教的活動、現実の神道信仰は、教説によって行われるよりは、種々の祭、浄め、禁忌、年中行事などを通じて営まれてきているのである。祭祀を第一義とし、儀式を最上の宗教的行為とする神社神道が、専門の神職によって、形式に則った儀式を行ったとすれば、それはまぎれもなく宗教的行事であり、宗教的活動である。この極めて常識的なことがなぜ争われなければならないのか、それには、まず第1に、神社神道の宗教としての特異性をあげなければならない。先にもあげたごとく、神社神道が、天皇家の祖先である「天照大御神を最高至貴の神」として日本に発生した民族信仰であり、「天皇に表現される大和の精神」という言葉に表わされるように、現実の国家制度上の実在である天皇を信仰の対象とするもので、どの宗教とも、全く異質の存在だからである。第2には、明治憲法下において、その神社神道が、皇室神道（宮中祭祀）と直結した国家神道として近代天皇制国家の宗教的基盤をなし、思想的支柱をなしたという歴史的事実によるものである。国家神道が、近代天皇制国家の宗教的表現として全国10数万の神社を全面的に活用して<sup>6)</sup>、全国民を支配した国家宗教であったことの実、その間、カトリック系大学<sup>7)</sup>の一部学生が、靖国神社参拝を拒否して問題化した事件（昭和7年）がおこったり、大本教やひとのみち、創価教育

6) 『天皇制と日本宗教』伝統と現代社、昭和48年、村上重良「天皇制と国家神道」。

7) 村上重良『天皇の祭祀』（岩波新書）、昭和52年。



学会，日本基督教団などが厳しい弾圧をうけ、天理教，金光教，丸山教などの教派神道の各派が教義の改変を迫られたといった過去の苦い事実が，この地鎮祭事件を些事たらしめなかったのである。第3は，この事件の判決如何によって，靖国神社国営化<sup>8)</sup>の企図に象徴される一連の動きに力を与えかねないとの懸念があったことである。周知のごとく，靖国神社の国営化を要求する動きは，昭和30年頃から本格化しており，宗教界の大半や，社会，公明，民社，共産の各野党の反対にもかかわらず，昭和49年5月25日，靖国神社法案は衆議院本会議で可決された。しかし，参議院では，6月3日，会期終了にともない廃案になっている。これらの事情が，国民をして，この地鎮祭事件判決の行方を注目させたとしても蓋し当然である。勿論，キリスト教や仏教，あるいは天理教などの方式で地方公共団体が地鎮祭を行うこともなかろうが，もし，仮に，そのようなケースであれば，問題の方向や問いかけが自ら異ならざるをえなかったであろう。この事件が，単に，憲法20条等の条文解釈で処理しきれないものを含んでいるというのは，まさにこの点にある。従って，この問題の理解の前提には，この歴史的事実に対する厳粛な認識と同時に，現状に対する確かな判断がなければならない。しかるに多数意見は，これらの点での認識が甘く，その結果は，政教分離の原則を弱体化させ，国家と宗教とのかかわり合いにおいて，そのもたらす行為の「目的」と「効果」の2つの面からある程度の歯止めをかけたかにみえるが，実体は甚だ曖昧なものになっている。また，憲法20条3項にいう宗教的活動の範囲を狭く解し，しかも，宗教的活動に該当するかどうかを検討するに，「一般人の宗教的評価」「一般人に与える効果」「社会通念」などを持ち出して，極めて厳格性を欠くものとし，問題を残した。そして，その論旨の当然の帰結として，地方公共団体，津市の行った神道式地鎮祭を，憲法20条3項に禁止する宗教的活動ではないと判断した。この最高裁判決をうけ

8) 村上重良『慰霊と招魂』(岩波新書)，昭和49年。

て，建設省は，かねて名古屋高裁判決によって出した，「国の事業で神社地鎮祭を自粛せよ」という通達は失効したとし，今後の地鎮祭の運営については，各出先機関がそれぞれの地域の風俗習慣に従って処置すればよいとの見解を明らかにした(朝日新聞，7月14日)。他方，かねてから，皇室祭祀の復権ぶりが指摘され，近時は，内閣総理大臣以下国家公務員が，私人としての行為という名目で，新嘗祭等の祭典に参列し，これがもはや慣例化しているといわれる。もとより，これらの事実が，直接，この判決にかかわっているというわけではないが，少なくともこのような判決を生み出す土壌をなしていることは否定できない。そして，この判決が，このような動向に勢いを与える結果を招くことになるであろう。従って，判決(多数意見)にみられるように，このような地鎮祭の宗教的意義を軽視し，その効果を過小に評価することは甚だ危険だといわざるをえない。一連の判決批判を指して，「墓に懲りて膾を吹く感がしないではない」という学者があるが<sup>9)</sup>，このような事実をどう眺めているのであろうか，所詮は，歴史に対する認識の相違ということになるのかもしれない。

2) この種の問題に関する判断においては，その人のもつ宗教観や国家観，歴史認識があらわれざるをえない。この判決にあたって，反対の立場をとった藤林益三裁判官は，キリスト者であり，在任中ほとんど少数意見を述べたことのない人であった。しかし，今回は，格調高く，ひとり追加反対意見を述べ，その意気込みがうかがわれる。同裁判官の宗教観，国家観のにじみ出たその意見の意味を，われわれは，よく噛みしめてみなければならない。ところで，私自身，日常，この種の地鎮祭をはじめとする神式の行事に参加することが少なくない。また，私の周囲の，それぞれに宗教的な立場をもつ同僚，知人も，さしたる抵抗を示さずに，これに参列しているように思う。まさに，日本的な多重信

9) 前掲『ジュリスト』所載，川北洋太郎「津地鎮祭最高裁判決の憲法上の論点」。

仰の風土に生れ育った者の寛容さであろう。私自身は、朝夕、勤行する仏教的環境に育ち、他方、伊勢神宮の神聖な雰囲気被打れるといった極めて平均的、かつ、平凡な日本人である。従って、敬虔、神妙とはいかないまでも、仏式の儀式に参列すれば、それなりに「祈る」心を持ち、神式の地鎮祭に出れば、素朴に安全を「祈る」心を持っている。排他性の強い、厳格、潔癖な宗教的境遇にある人からみれば、ルーズの謗りを免れえないところであろうが、そこは、すぐれて個的な心の世界のできごとである。私にとっては、それでも結構、心のやすらぎになっているのである。しかし、その私ですら、天皇制国家の宗教的教化としておしつけられた、あの国家神道の理不尽と強暴には激しい嫌悪を覚えたものである。そして、既に述べたように、今も国家神道的風土は十分に息づいている。かかる見地から、私は、憲法上、国家と宗教との分離は厳格に解されなければならないと考えている。勿論、完全分離が事実上困難であることも承知している。しかし、完全分離が難しいか

らこそ、この判決（多数意見）のような非厳格な解釈が危険なのである。ともあれ神社神道が皇室神道（宮中祭祀）と直結するような歴史の逆行に、力をかすがごとき憲法判断を許すべきではない。今日の神社神道にとって最も大きな課題は、「信教の自由を侵すことなしに、いかにして民族宗教としてのこの機能を保持するかである。」（前掲、宗教学辞典、430頁）「真の宗教は、国家その他の世俗の力によって支持されることなくして立つべきものであり、かつ、立つことが可能なのである。」（藤林追加反対意見）。もとより、神道式の地鎮祭が、民衆の中に根ざした宗教的行事として、今後も広く行われるであろうし、個人や私法人が自己の信仰にもとづいてこれを行うのは当然であり、これこそ信仰の自由である。ただし、本件のように、地方公共団体が主催して行うことについては、この合憲判決があっても、反対意見や二審判決の考え方を支持する学界の主流は、その誤りを批判してやまないであろう。